剣道・居合道および杖道錬士称号審査会要項

１．受審資格

⑴六段受有者で、受有後１年以上を経過（令和７年１１月３０日以前に取得）した者。

⑵五段受有者で、受有後１０年以上を経過（平成２８年１１月３０日以前に取得）し、かつ、年齢６０歳以上の者（称号・段級位審査規則第１１条２項による特例）。

※上記対象者で東京都剣道連盟における級位・段位・称号の審査等に関する規程および実施要領第２１条２項（東剣連が認める審判講習を３回以上（有効期間３年）受講し、かつ加盟団体等の主催
する大会において５回以上の審判歴を有する者）の資格を有する者。なお、講習会の有効期間３年は、令和５年７月以降とする。

※東京都剣道連盟では、上記対象者を称号推薦審議会に諮ったうえ全剣連へ推薦する。

※年齢基準は、審査当日令和８年１１月２５日とする。

※全剣連社会体育指導員中級取得者は小論文提出を免除する。

２．申込方法

受審希望者は、所定の錬士受審申請書と封筒長３に封印した小論文（自筆、パソコン不可）、講習手帳を添え、加盟団体へ申込むこと。

加盟団体は、受審希望者の受審申請書と小論文および講習手帳を取りまとめ候補者推薦書（一表）を添付して９月１０日（木）までに東京都剣道連盟に申込むこと。なお、受審申請書は必要に応じてコピーすること。　　〒105-0004　港区新橋４－２４－２　　ＴＥＬ　５４０５－２１６６

※　受審希望者は、8 月 24 日（月）までに、「剣道称号・段位（四段以上）審査申込書」に必要事項を記入して、メールにより目剣連事務局に申し込んでください。受審に必要な書類を郵送いたします。

３．小 論 文

⑴課　題　剣道・居合道・杖道共に平成１９年３月１４日制定の「剣道指導の心構え」の要点を記し、それをふまえたうえでのあなたの剣道・居合道・杖道修業について述べなさい。

⑵字　数　４００字以上８００字以内

⑶用　紙　４００字詰め原稿用紙（市販のＢ４縦書き）。用紙１～４行目に表題と登録都道府県名である東京都と氏名を記し、５行目２段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。２枚の原稿用紙は右上をホッチキスで止めること。（凡例参照）

⑷提　出　**封筒長3（長さが 23.5cm・幅が 12cm）の表に「剣道錬士受審」・「居合道錬士受審」・「杖道錬士受審」のうち該当するものを、裏に登録都道府県である東京都と自分の氏名を表記し封印すること。**

４．審査の方法

⑴小論文の審査

全剣連は小論文について、課題に対して適切な内容でまとめられているか、剣道・居合道・杖道に対する受け止め方と文章の表現能力等について審査を行う。

⑵審査会による審査

全剣連は小論文を採点のうえ審査会に付議して合否を決定する。

５．選 考 料

１人　２，２００円（消費税含む）

６．審 査 料

１３，２００円（全剣連分７，７００円、東剣連分５，５００円）消費税含む。

※東京都剣道連盟の称号推薦審議会で受審資格不足とされた者には返金する。

７．合格発表（全日本剣道連盟による）

審査終了後、合格者決定通知と証書が東京都剣道連盟に送付されるほか、後日、全剣連月刊「剣窓」および全剣連ホームページ（https://www.kendo.or.jp/）に合格者の氏名が掲載される。

８．個人情報保護法への対応

参加者の個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は、全日本剣道連盟および東京都剣道連盟が行事運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。